

## 羽咋市主観的事項審査基準

羽咋市内に建設業法第3条の許可に係る主たる営業所を有する建設工事業者に対して主観点数を付与しますので、審査を受けようとする者は、以下の主観的事項審査基準を確認のうえ、主観的事項審査資料を提出してください。

なお、主観点数の有効期間は、1年度(4月1日から翌年3月31日まで)とします。

また、羽咋市内に主たる営業所を有する建設工事業者以外の者に対する主観点数の付与は、ありません(主観的事項審査資料の記載・提出の必要もありません)。

$$\text{総合点数} = \text{経営事項審査総合評定値P点} + \text{主観点}$$

(客観的事項)                      (主観的事項)

### 1 工事成績

羽咋市が前々年の1月1日から前年の12月31日までの間に発注した工事で、完成検査後の工事成績評定が行われた工事を対象とし、2件以上の場合は、工事業種ごとの各評定点の平均点(小数点以下、四捨五入)により、下記のとおり主観点数を業種ごとに加・減点します。

工事成績評定点	付与点数
80点以上	+20
75点以上80点未満	+10
65点以上75点未満	0
60点以上65点未満	-10
60点未満	-20

### 2 ISO9000シリーズ認証取得

前年の12月31日現在におけるISO9001について、財団法人日本適合性認定協会(以下、「JAB」という。)に認定されている審査登録機関、又はJABと相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関の認証取得の有無により、下記のとおり主観点数を申請する全業種に対して加点します。

認証取得の有無	付与点数
有	+10
無	0

### 3 ISO14000シリーズ認証取得、エコアクション21の認証・登録又はいしかわ事業者版環境ISOの登録

前年の12月31日現在におけるISO14001について、JABに認定されている審査登録機関、又はJABと相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関の認証取得の有無、エコアクション21への参加について財団法人地球環境戦略研究機関への登録の有無、いしかわ事業者版環境ISOについて石川県への登録の有無により、下記のとおり主観点数を申請する全業種に対して加点します。

認証取得・登録の有無	付与点数	
ISO14001	+10	
エコアクション21	+10	※ISO14001の認証を受け、主観点数を加点された者には、加点されません。
いしかわ事業者版 環境ISO	+5	※ISO14001の認証を受け、又は、エコアクション21に登録し主観点数を加点された者には、加点されません。
無	0	

#### 4 指名停止

羽咋市が前年の1月1日から12月31日までの間に指名停止措置した期間の累計により、下記のとおり主観点数を申請する全業種に対して減点します。

また、指名停止期間の始期が上記期間中であり、終期が上記期間以降の場合も対象とします。

指名停止期間(累計)	付与点数
2週間未満	-10
2週間以上～1ヶ月未満	-20
1ヶ月以上～2ヶ月未満	-30
2ヶ月以上～3ヶ月未満	-40
3ヶ月以上	-50

#### 5 除雪・災害時の協力

前年の12月31日現在において、羽咋市と除雪委託契約や災害協定を締結している協会等の会員である協力者に、下記のとおり主観点数を申請する全業種に対して加点します。

除雪委託契約の有無	付与点数
自社の建設機械で実施 (建設機械及びオペレーター)	+10
市から貸与された建設機械で実施 (オペレーターのみ)	+5
無	0

※自社の建設機械及び市から貸与された建設機械の両方で実施されている方の付与点数は、前者の点数を採用します。

災害協力の有無	付与点数
有	+10
無	0

## 6 消防団員・防災士・交通安全街頭推進隊員の雇用

前年の12月31日現在において、羽咋市内の消防団員の団員、防災士、羽咋市交通安全街頭推進隊員として社会貢献活動を1年以上継続している協力者を1年以上雇用している者に、下記のとおり主観点数を申請する全業種に対して加点します。

雇用状況	付与点数
有	+5
無	0

※対象者の雇用関係を証明する書類が添付されていなかった場合、加点対象となりません。

## 7 女性技術者の雇用

前年の12月31日現在において、建設業法第7条第2号、又は第15条第2号に規定する国家資格を有する女性技術者を雇用している者に、下記のとおり主観点数を申請する全業種に対して加点します。

雇用状況	付与点数
有	+10
無	0

※対象者の雇用関係及び保有する国家資格等を証明する書類が添付されていなかった場合、加点対象となりません。

## 8 次世代育成雇用環境整備

前年の12月31日現在において、次世代育成支援対策推進法第12条に基づき、行動計画を厚生労働大臣に届出をしている者に、下記のとおり主観点数を申請する全業種に対して加点します。

支援状況	付与点数
①常時雇用する労働者が50人以上の者で次世代育成支援対策推進法第12条に基づき、一般事業主行動計画を策定し、厚生労働大臣にその旨を届出した者	+10
②常時雇用する労働者が50人未満の者で次世代育成支援対策推進法第12条に基づき、一般事業主行動計画を策定し、厚生労働大臣にその旨を届出した者	
無	0

## 9 障害者の雇用

前年の12月31日現在において、「障害者の雇用の促進等に関する法律」第2条に定める障害者を常時雇用している者に、下記のとおり主観点数を申請する全業種に対して加点します。

雇用状況	付与点数
①障害者の雇用義務があり(従業員45人以上)、法定雇用障	+10

害者数(法定雇用率2.2%)を超える障害者を雇用している者。 ②障害者の雇用義務がない(従業員45.5人以下)が、障害者を雇用している者。	
無	0

※対象者の雇用関係及び障害を証明する書類(障害者手帳等)が添付されていなかった場合、加点対象となりません。

※平成33年4月までには更に0.1%引き上げとなります。

※2.3%となった際は、対象となる事業主の範囲は従業員43.5以上に広がります。

## 10 保護観察対象者等の協力雇用主としての登録

前年の12月31日現在において、金沢保護観察所への保護観察対象者等の協力雇用主としての登録の有無に対して、下記のとおり主観点数を申請する全業種に対して加点します。

協力雇用主としての登録の有無	付与点数
有	+5
無	0